

国立大学の入試情報開示に 関する基本的な考え方

平成11年6月16日

国 立 大 学 協 会

◇目 次◇

はじめに.....	1
I 情報提供の方法により開示する情報.....	2
II 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報と、請求があっても開示しない情報	5
III 請求により本人に開示される個人情報と、本人に対しても開示されない個人情報	7
IV 大学入試センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示	9
むすび.....	10

[別紙] 入試情報開示の実施時期についての考え方

国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方

はじめに

いうまでもなく情報公開は時代の要請であり、とりわけ公的機関、なかでも行政機関保有の情報の公開が国民の権利利益の確保や増進のため強く求められていることは周知のとおりである。

自治体における近年のいわゆる情報公開条例の制定・施行や今般の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という）の制定はこのことを端的に示している。国立大学もまたこのような状況のなかで、自己の保有する情報の公開について早急かつ真摯に検討し、積極的に対応することを要請されており、なかでも入試情報はその重要性と関係者の数の多さからして、とくにその開示が強く求められているところである。

入試情報の開示は、大学間の序列を明らかにしたり、合否判定や成績評価についての大学の自由な判断の余地を狭める等のマイナスの効果をもたらすのではないかとの懸念をもたれることがあるかもしれないが、むしろ各大学はいかにして入学者を教育し、その能力を高めて社会に有為な人材を送り出し、自らの存在理由を確立するかに腐心すべきであるし、また入試情報を開示することによって、大学の合否判定や成績評価についての信頼性が高まり、さらには入試の改善や大学教育の改革にもつながると積極的に理解すべきである。

国立大学協会はこのような見地に立って国立大学の入試情報の開示について検討し、ここに基本的な考え方をまとめた。その際手掛かりとしたのは、2回に亘り寄せられた各大学の見解、入試の現状、情報開示についての学界の理論、裁判例や実務（とくに国に先行して情報公開に取り組んできた自治体の情報公開条例や個人情報保護条例をめぐる裁判例や自治体のそれらの条例の運用状況、あるいは不開示の決定についての不服申立てに関連して出された審査会の答申）、等である。もとよりそれらは一様ではないから、ここにまとめた見解も、あらゆる立場や考えあるいは意見をすべて取り込んだものとはいえない。

したがって、事項によっては本文書と見解を異にし、別途の開示方針をとりたいと考える大学もあるかもしれない。それは元来入試が各大学の責任でそれぞれの独自の方針により行われる面が大きく、そのため一律の基準の設定になじみにくい点があることからしても、当然あり得ることであり、各大学がそのように事項によっては別途の方策をとることはその自治に属することだと考える。ただ重ねていえば、その際、適正な入試の実施の確保を当然の前提としながら、できるだけ入試情報の開示に積極的に取り組むことが、受験生や社会一般の期待と要請に応え、さらには大学の今後のあり方にとってもよい結果をもたらすものとの立場に立ってまとめられた本文書の趣旨を十分に理解されることを希望する。

なお本文書でいう入試情報とは具体的には、学部の新入生選抜のための試験情報を指し、編入学試験や大学院の入学試験に関する情報は含んでいない。編入学試験や大学院入試は学

部の新入生選抜のための入試の場合よりもさらに各大学（学部）や大学院（研究科）の独自性が強く、したがってそれらに関する情報もきわめて多種多様であるため、共通の開示基準を定めることは困難であり、また不適当でもあると思われる所以である。しかしながらそれらの情報についてもできるだけ開示がはからねばならないことはいうまでもないから、各大学（学部）や大学院（研究科）は本文書の趣旨に則り、それぞれ適切に開示基準を定めるよう努めることがのぞましい。

I 情報提供の方法により開示する情報

入試情報の開示の問題は、その情報の性質と開示の仕方により、三つのケースに分けて論じるのが適切である。

一つは大学が開示の請求をうけるまでもなく、受験生（本文書では一般的にはこの語を用いつつ、あわせて、とくに「現に受験した者」という意を示した方が適切と思われる若干の場合には「受験者」という語を使用している）や学校関係者等のニーズに応え、また公的機関の当然の責務として、自主的に入試情報を開示する場合である。ここには情報公開法の定める正規の開示請求手続によらない問い合わせや求めに応じて情報を公にする場合も含まれるが、情報の性質としては受験生やその関係者全体に関わり、また広く社会一般や報道機関も関心をもつ情報ということになる。

このような開示は情報提供といわれるが、入試情報の多くは直接受験生一般に關係し、また広い关心の的となるだけに、大学は可能な限り、この方法で入試情報を開示すべきである。

この情報提供の方法により開示される情報はさらに、各大学が問い合わせや求めを待たずして自主的・積極的に開示する情報（①）、問い合わせや求めがあれば情報公開法による正規の開示請求手続を要求することなく開示する情報（②）、および当面各大学が可能な範囲で開示に努める情報（③）に分けられる。

以下それぞれに属する具体的な情報名を一括して列挙した。そのうち開示に当たって留意すべき点等がある情報（下線が付されているもの）については、「解説」においてややすくわしくのべる。したがって下線が付されている情報については、「解説」の箇所の説明と合わせて理解されたい。

①自主的・積極的に開示する情報

- ◎ 志願者数（中間集計・最終集計）
- ◎ 受験者数
- ◎ 合格者数
- ◎ 試験問題
- ◎ 採点・評価基準
- ◎ 合否判定基準

◎ 合格最高・最低点および合格者の平均点、等の合格者の成績についての資料

②問い合わせや求めに応じて開示する情報

- ◎ 追加合格者数
- ◎ 入学者数
- ◎ 入学辞退者数
- ◎ 入試実施組織

③開示に努める情報

- ◎ 正解・解答例

【下線部分に関する解説】

採点・評価基準

採点・評価基準と次の合否判定基準は入試の根幹に関わる事項であり、その開示に当たっては慎重な考慮が必要なことはいうまでもない。

一般的にいえば、それを開示すると入試の適正な実施に支障を生ずることが明らかであるような採点・評価基準や合否判定基準は開示しないことになる。それらはむしろⅡ（2）で挙げている、開示すると入試の適正な実施に著しく支障を生ずる情報の一つとしてあつかわれるべきであろう。

しかしこれらの情報は当然受験生の利益に大きく、かつ密接に関わっており、可能な限り自主的・積極的に開示することを求められる情報もある。

採点・評価基準について具体的にいうと、それは主として論述問題、小論文、実技試験、面接、調査書等について重要となるであろうが、その際の基準には、一般的基準、当該年度の問題や課題を想定して作られた具体的基準、採点・評価時に委員が協議してまとめた基準等があると考えられる。

ここでは試験実施前に、例えば募集要項等に記載することにより開示するケースを想定しているので、最後者の基準は除かれ、前二者が対象となるが、二番目の情報も開示すると問題や課題を予測させるようなものを含むであろうから、その全面的な開示は困難であると思われる。

したがってこれまでにも各大学が表明していると思われる考察力・想像力・推理力・論理的思考力・理解力・記述力・意欲・表現力・討論能力・素描力・造形力・物のとらえ方・音楽性・技術力・運動能力・学業成績・就学状況・部活動・社会活動等の一般的基準、および二番目の基準のうち開示してもとくに試験の実施に支障を生じないものがここでいう自主的・積極的に開示する採点・評価基準ということになる。

ただし開示される基準があまりに概括的、通り一遍的であっては、開示の意味がないから、

採点・評価のポイントができるだけ明確になるよう最大限の努力をして、受験生の利益をはかり、その関心に応えるべきである。また試験実施前には開示しない二番目の残りの情報や三番目の情報を試験実施後、③の開示に努める情報の一つとして検討することも考えられよう。

合否判定基準

合否判定基準についても、その開示が入試の適正な実施に明らかに支障をもたらすことが予想される場合には、開示しないことになる。

そのような場合に該当せず、自主的・積極的に開示することができると考えられる合否判定基準としては、総合点主義か否か、特定科目の成績を重視するか否か、あるいは、ある科目の成績が水準以下の場合は総合点の如何にかかわらず不合格とする制度を採用しているか否か（採用している場合はその内容も含めて）、同点者の順位決定基準、等が挙げられる。

その他採点や評価と並行して、あるいは採点や評価の終了後定められる合否判定基準もあると思われるが、それについては③の開示に努める情報の一つとして考えるのが適当である。

合格最高・最低点および合格者の平均点、等の合格者の成績についての資料

この情報（以下「合格者成績情報」という）の開示は大学間の序列の明確化や偏差値教育の助長をもたらし、反って有害であるとの懸念もあるであろう。しかし受験生が志望の大学・学部を選択するに当たっては、専攻分野や大学・学部の学風・特色と並んで、合格の可能性も重要な判断材料である。そしてそのことは試験制度がある以上当然のことであって、そのための資料も適切に提供されるべきなのである。現在のところこの必要は高校や予備校による推定値によってカバーされているが、その分受験生は自己の志望校・学部の決定をこれらの機関によるアドバイスに大きく依存することになっている。むしろ大学自体が合格者成績情報を開示することが、受験生の主体的な志望校・学部の選択を促進すると考えて、合格者成績情報の開示に積極的に取り組むべきである。

なお点数や評価以外の開示になじまないものも合否判定の資料とされている場合は、そのことを注記して合格者成績情報を開示すればよい。

また合格者成績情報の開示については、点数や評価をそのまま開示する仕方の他に、例えば10点あるいは20点刻みの合格者の得点分布といった形で開示するやり方も考えられる。その方法については各大学が、できるだけ受験生に有用な合格者成績情報を提供するとの観点に立ち、これまでの経験等もふまえて工夫すべきである。

点数の開示は総合点のみでもよいが、その場合でも大学入試センター試験成績と個別学力試験成績は分けて開示するのが適切である。なお合格者が少数の場合は、合格者成績情報の開示が個人情報の開示になるおそれがあるので、開示は控えられるべきであるが、10人程度がその際のめどとなろう。

問い合わせや求めに応じて開示する情報

これについては、問い合わせや求めがあれば無条件で開示するのではなく、相手方について確認し、不適切な利用が予想される場合は開示しないことができるとはいうまでもない。

入試実施組織

これは入試実施体制についての問い合わせについて、そのアウトラインを開示するとの意であり、したがって委員名等具体的な人名の開示を求めるものではない。

正解・解答例

大学はいうまでもなく適切な試験を実施する責任があり、そのためにも、また当該年度および次年度以降の受験生の便宜のためにも、正解や解答例を開示することが望ましい。ただ試験終了後直ちに正解・解答例を開示するためには、出題確定と同時に正解・解答例の原稿作成および印刷に取り掛からねばならないであろう。このことはおそらくそれを担当する出題委員や入試関係職員等にとってはかなりの負担となることが予想される。

新年度になってからこれらの作業を始め、開示をする場合は幾分は負担は軽減されると思われるが、その場合でも一義的な解答が示せない問題についての正解・解答例の作成をどうするかというような、相当困難な問題が依然残ることになる。

これらのこと考慮して当面正解・解答例を開示するか否かや、開示する場合の方法や時期等は各大学の判断に委ねることにする。なお正解・解答例とあわせて、あるいはそれに代えて出題意図等を開示する方法も考えられよう。

II 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報と、請求があっても開示しない情報

次いで情報公開法に基づく請求に応じて入試情報を開示するケースがある。これはⅠの情報提供と対比して情報公開といわれるが、この場合は情報公開法による法的権利の行使として開示請求がなされるのであるから、大学が対応を誤れば、法的紛争を招来し、不服申立てや行政訴訟に発展する可能性がある。

情報公開法は原則公開をその基本精神とするから、情報提供により開示される情報以外のすべての入試情報は一応同法による開示請求の対象になるが、ただ情報公開法は個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、等）や意思形成過程情報（国の機関の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれのあるもの、等）、あるいは事務事業情報（国の機関が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることに

より、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、等)のような原則公開の例外(不開示情報)を定めているので、それらの不開示情報に該当する入試情報は開示しないことになる。

しかし、入試情報はその性質上、できるだけ正規の開示請求手続を待たずに、広く開示されることが望ましいので、多くの情報を情報公開法による請求をうけて開示する情報と位置づけるのではなく、可能な限り、情報提供により開示する情報に分類することが必要である。

以下(1)で情報公開法による請求をうけて開示する入試情報についてのべ(なおいうまでもなく、この情報公開法に基づく請求に応じての開示は同法が施行されるまで実施は保留されることになるが、施行は公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日からとされている)、(2)で不開示情報と考えられる入試情報についてのべる。

(1) 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報

- ◎ 入試に関する規程・規則・内規・申し合わせ、等
- ◎ 入試関係会議の通知状・会議記録、等

(2) 情報公開法に基づく請求があっても開示しない情報(不開示情報)

- ◎ 入学志願票・志望理由書・推薦書・調査書・健康診断書・身体に障害を有する志願者の相談申請書・答案・得点表・その他の合否判定資料(個人情報、事務事業情報)
- ◎ 出題委員名・採点委員名・面接委員名(個人情報、事務事業情報)
- ◎ 志願者名・合格者名・入学者名・入学辞退者名(個人情報)
- ◎ 畠国子女特別選抜や私費外国人留学生特別選抜における各種の証書や証明書(個人情報)
- ◎ その他開示すると受験者の権利利益を侵害し、または入試の適正な実施に著しく支障を生ずる情報(個人情報、意思形成過程情報、事務事業情報)

【下線部分に関する解説】

入試に関する規程・規則・内規・申し合わせ、等

これらは情報公開法による請求があれば開示すべき情報であるが、そのなかに情報公開法が定める不開示情報が含まれている場合は、その部分は開示しないことができる。すなわちこれらの入試に関する規程等は開示が原則であり、その内容に不開示情報とみなされるものがある場合に限り、例外的にその部分のみが不開示とされ得るのである(なお当該部分を容易に区分して除くことができないときや、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、全体を開示しないことができる)。

入試関係会議の通知状・会議記録、等

上の入試に関する規程等についてのべたことがそのまま妥当する。

その他開示すると受験者の権利利益を侵害し、または入試の適正な実施に著しく支障を生ずる情報

いうまでもなくこの情報に該当するか否かの判断は慎重になされるべきであって、安易に不開示情報の範囲を拡大することのないよう努めなければならない。

III 請求により本人に開示される個人情報と、本人に対しても開示されない個人情報

三番目に個人情報の本人開示という方法により、入試情報が開示されるケースがある。これは情報公開法に基づく請求に対しては、不開示情報であることを理由に開示されない個人情報も、権利利益の確保上、請求があれば、当該情報主体に対しては開示されることが望ましく、また必要であるとの判断により、実施される開示方法である。

このような個人情報の本人開示の実施のため必要な法的措置については必ずしも意見の一 致をみていないが、通常の考え方は個人情報保護法のなかに、そのための規定を盛り込んで 実施するというものである。ただ現在わが国では個人情報の保護に関する法律は一応あるも のの、そこでいわれている個人情報とは電子計算機処理に係るそれであり、またその限りで 設けられている本人開示のシステムも、入学者の選抜や診療に関する事項は含まないことと されている。

しかしながら、法制度が未整備であることを理由に個人情報の本人開示に消極的態度をと り続けることは適切ではなく、また法制度の確立を待たずとも大学が自主的な判断によって 入試個人情報の本人開示を検討し、実施することは差し支えないものであるから、積極的にこ のことに取り組むべきであると考えられる。

なおこのように大学が自主的に入試個人情報の本人開示を検討し、実施する際にも、率直な記述が望まれる情報について、開示がそのことを損なうおそれがある場合や、開示により 採点・評価の基準が細かく明らかになることによって受験対策に利用され、以後の試験実施 の目的が損なわれるおそれがある場合のように、例外的に本人に対してといえども開示されない情報があり得るが、以下（1）で入試個人情報の本人開示のうち、請求により本人に開 示される情報についてのべ、（2）でこの本人に対しても開示されない情報についてのべる。

（1）請求により本人に開示される個人情報

- ◎ 試験成績（得点・評価・順位）
- ◎ 調査書（ただし次の（2）も参照）

(2) 本人に対しても開示されない個人情報

- ◎ 調査書の「指導上参考となる諸事項」および「備考」欄の記載
- ◎ 推薦書
- ◎ 答案

【下線部分に関する解説】

試験成績（得点・評価・順位）

評価とはA, B, C等のように点数では表示できない判定を意味している。得点の開示については総合点によるか、よりくわしく科目ごとに行うかという問題があるが、それについては各大学の判断に委ねる。ただし総合点を開示する場合も大学入試センター試験成績と個別学力試験の成績は区分し、大学入試センター試験成績については科目ごとの成績を示すべきである（次のⅣでのべる大学入試センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示が実施されるようになれば、当然ここでの大学入試センター試験成績の開示は不要になる）。また順位についてもランク区分によるか、そのまま示すかは各大学の判断に委ねる。

なお面接や小論文等については、例えば、同程度の成績の受験者グループのなかから合格者を選抜する際の参考資料として利用しているようなケースもあるのではないかと推測される。この場合は当然当該面接や小論文の成績の開示は困難であるから、面接や小論文の結果をそのように用いる旨をⅠの採点・評価基準ないし合否判定基準で明らかにすればよい（面接や小論文について成績の開示が困難な利用の仕方をしているその他のケースについても同様に考えられる）。

面接、小論文、実技等の点数化や段階あるいは合否評価等の作業は微妙な作業であるので、それら（とくに面接）に関する成績情報は開示になじまないという意見もあるが、作業過程は微妙であっても、その結果としての点数や評価は原則的には通常の入試個人情報と考えられるから、その開示請求に対しても、入試の適正な実施を著しく阻害するとか、受験者の将来に著しいマイナスの影響を与えるとかの支障が予想されない限り、できるだけ応じるべきである。

なお関連して、ここで、従来一部大学が行ってきた高校や予備校への関係受験者の成績通知は、個人情報保護の趣旨からして見直しがなさるべきことを指摘しておきたい。

調査書

調査書の開示はむしろ作成機関である高校に請求すべきであるとの意見もあるが、大学が職務上取得・利用し、保有する情報も大学の情報であり（情報公開法第2条第2項参照），調査書はこれに該当するから、入試個人情報の本人開示をはかる以上、その開示を求められた場合は大学は判断を回避するわけにはいかないのである。

そして客観的な数字や、A、B、C等による成績評価や出欠の記録の部分（通常その大略はすでに通知表によって本人に知らされている），あるいはクラブ活動等の特別活動の記録の部分は本人に開示を拒否する理由が見出せない。高校入試における調査書について判例もそのように解している。

しかし（2）に示した残りの記入者の評価も交えて文章により記述する部分は、開示すると率直な表現が抑制される等、その目的が損なわれるおそれがあるため、開示しないこととする。判例のこの点についての判断も同様である。

IV 大学入試センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示

さらに大学入試情報の開示については、従来からの懸案事項として、大学入試センター試験（以下「センター試験」という）成績の個別学力試験出願前の本人開示の問題がある。これはかねてから受験生等の要望が強い問題であり、またそれは現在のようにセンター試験の受験を経て個別学力試験の出願を行うというシステムをとる限り、至極当然な、理由のある要望であるが、今まで実現をみていない。

これはかつて国立大学協会と公立大学協会が、共通第1次学力試験の成績は志望大学にのみ通知し、本人および高校には通知しないと決定したり（昭和52年）、現在のセンター試験の基本方針を審議した文部省の大学入試改革協議会も、当面受験生個人への試験結果の通知は行わないこととしたこと（昭和63年）、また大学審議会の報告（平成5年）も積極、消極、両論の併記に止まり、明確な方針を示さなかったこと、等によるものである。

しかし今回本文書をまとめるに当たって集約した各大学からの意見は圧倒的にセンター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示を求め、あるいは是とするものであった。

これらの意見をふまえ、そもそもそれまでの共通第1次学力試験に代えて、新しく国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」すなわち現在のセンター試験の創設を提案した臨時教育審議会の第1次答申（昭和60年）は受験生への得点通知を積極的にはかることを求めていたこと、それが現在の入試システムの下では受験生にとって重要な意義をもつものであること、教育関係情報の本人開示の問題に積極的に取り組みその前進をはかることは現在国民的要請であること等に鑑みると、センター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示の実現は国立大学の入試が当面する喫緊の課題である。

勿論その実施に当たっては高校や大学入試センター等の関係機関との充分な協議が必要ではあるが、上に述べたようにセンター試験成績の個別学力試験出願前の本人開示は国立大学の入試情報の開示を真に意義あるものとするには不可欠の事項であり、国立大学協会はその実現のために主導的な役割を果たすべき責任があるとの認識に立って、実現の方途を至急検討することとする。

むすび

以上、国立大学協会として大学入試情報の開示について検討した結果をまとめたが、あるいはより一層具体的かつ明確に開示についての考え方を示してもらいたいとの希望もあるかもしれない。さらに入試方法が多様化している今日ではこれまでにふれられなかった入試情報や論点も存在しているはずであり、それらの点についてより精査して検討すべきであるとの指摘もあるであろう。

しかしながら本協会は、国立大学に共通する入試情報の開示についての基準をまとめる必要性を充分認識しつつ、他方では各大学が、それぞれの実情やこれまでの経験をふまえ、適切な入試情報の開示について独自に検討、工夫することもまた望ましいことであると考える。

したがって、本協会としては以上の考え方を示すに止め、より具体的かつ明確な開示基準等の作成については各大学の判断に委ねることにしたい。

また受験生の便を考えれば、できるだけ早期の実施がはかられるべきであるから、可能なものは平成12年度入試（平成12年4月に入学する学生を選抜するための試験－他の年度の入試の表記も同様の意である）から実施するのが望ましいが、採点・評価基準や合否判定基準、あるいは調査書等のように、開示についてかなりの検討期間や周知期間を置く必要があるため、平成13年度入試からの実施を目途にするのが妥当と考えられるものもある。（別紙参照）

最後に今後のことについて若干のべておきたい。

開示が実施されると今回の開示基準では充分に対応できないケースが生じたり、手直しが必要と思われる箇所が見出されるかもしれない。また本文書が全くふれていない事項をめぐる問題が発生したり、開示された結果についての問い合わせや、さらには苦情が寄せされることも考えられる。それらについては当面各大学で対応してもらうことになるが、あわせて第2常置委員会に付属する恒常的な委員会を設けて、入試情報開示後の状況を調査、集約して、開示基準の改善、工夫をはかり、また開示後生じた問題について必要ならば各大学に共通する対応策等を検討することが必須であると思料する。

さらにまたそれまでの経験や他の分野の情報開示の進捗状況等を基に、各大学のさらなる意見も求めて3年後、すなわち平成15年度入試の前に、入試情報の開示のあり方について改めて総合的に検討することが望ましいと考える。

なお、多くの大学から入試情報の開示の実施のためには、職員の増員の問題もあわせて考慮すべきであるとの見解が寄せられたことを付言しておく。

別 紙

入試情報開示の実施時期についての考え方

本文でのべたように受験生の便を考えれば、できるだけ早期の実施が望ましいが、情報によっては開示についてかなりの検討期間や関係機関への周知期間が必要なものもある。そこで従来より開示を実施し、したがって開示に際し特段の新たな作業を必要としない情報は平成12年度入試より開示することとし、新たに開示を行う情報については準備や周知のための期間を考慮して、平成13年度入試より開示を実施することを目途とするのが妥当であると考える。

そのことを本文で述べた各情報について具体的にのべれば次のとおりである。

I 平成12年度入試より開示を実施する情報

- ◎ 志願者数
- ◎ 受験者数
- ◎ 合格者数
- ◎ 試験問題
- ◎ 追加合格者数
- ◎ 入学者数
- ◎ 入学辞退者数
- ◎ 入試実施組織

II 平成13年度入試より開示を実施することを目途とする情報

- ◎ 採点・評価基準
- ◎ 合否判定基準
- ◎ 合格最高・最低点および合格者の平均点、等の合格者の成績についての資料
- ◎ 正解・解答例（※開示に努める情報）
- ◎ 試験成績
- ◎ 調査書（※ただし不開示部分あり）

備考 情報公開法に基づく請求に応じて開示する情報は、同法の施行待つて開示する。